

～空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ～

農地法第3条の下限面積の引き下げをします

安芸高田市農業委員会は、空き家に付属した農地を空き家とともに取得（所有権移転）する場合で、次の条件（※1）を満たす場合は、対象農地に限り農地法第3条による下限面積（市内全域10アール）を0.1アール（10㎡）まで引き下げます。

売買や貸借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることで遊休農地解消を図り新規就農を促すとともに、市外からのIターン・Uターン者等の移住による定住促進を推進することを目的としています。

※1 主な条件は

- 指定を受ける農地が「遊休農地」または「遊休化が確実と見られる農地」であること。
- 指定を受ける農地に付属した空き家が「安芸高田市空き家バンク」に登録申請されていること。
- 空き家と農地との距離は、無理なく耕作できる範囲であること。

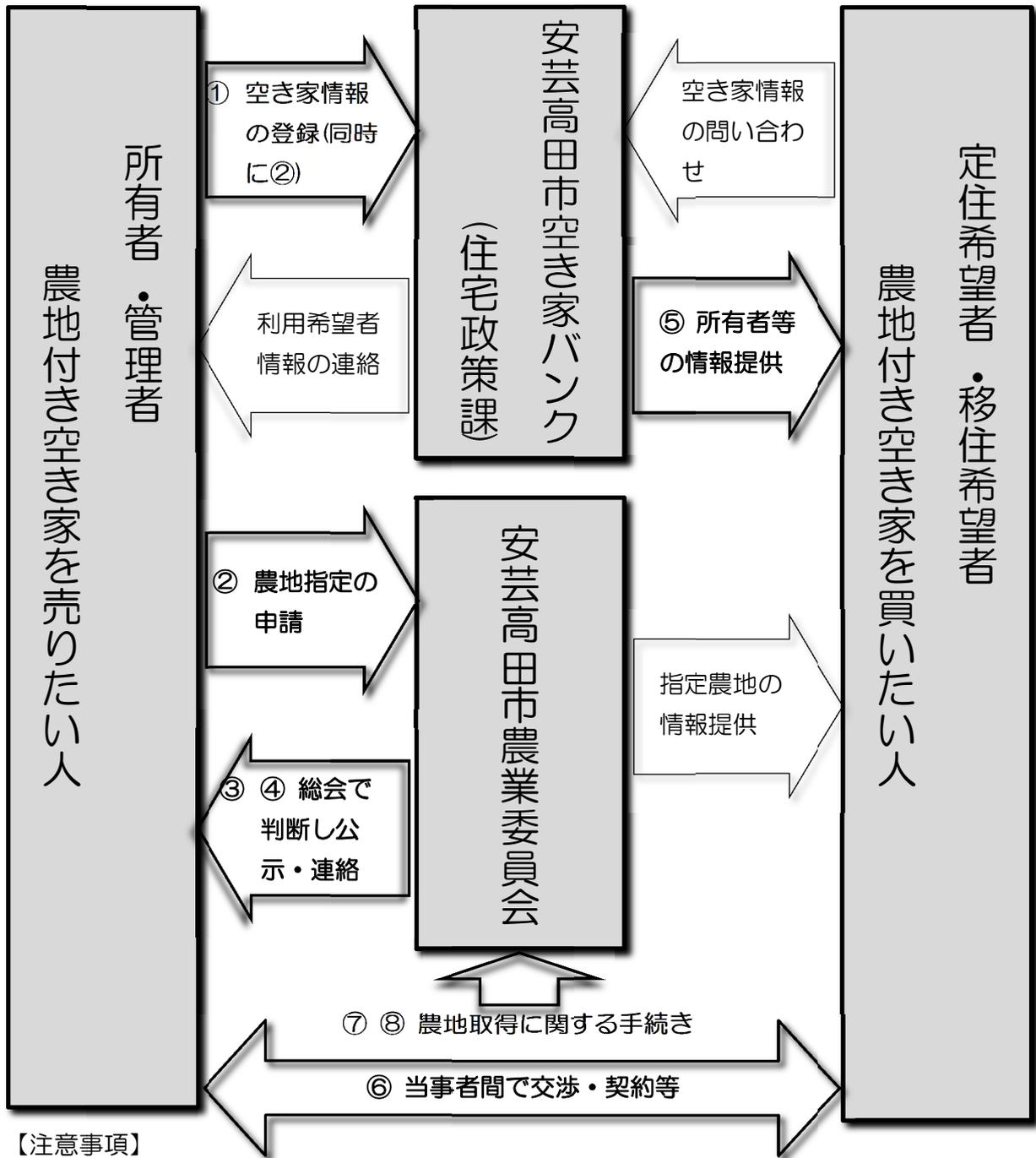
手続きの流れ

- 1 「空き家バンク」登録申請を提出（住宅政策課）
- 2 「空き家付き農地指定登録申請書」（様式第1号）を農業委員会に提出
- 3 農業委員会総会において、適用する農地か否かの判断を行い、公示
- 4 農地所有者へ判断結果の通知
- 5 定住希望者への指定農地の情報提供
- 6 当事者間での交渉・契約等
- 7 農地法第3条許可申請書（※2）を農業委員会に提出
- 8 翌月の農業委員会総会において審議し許可書を発行

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得される方が次のすべてを満たす必要があります。

- 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
（この要件が0.1アールまで引き下げられます。）
- 所有している農地の全てを効率的に耕作すること。
- 申請者または世帯員等が農作業に従事すること。
- 申請農地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

「空き家付き農地」取得手続きの流れ



【注意事項】

- ① 空き家付き農地の別段の面積は、「空き家に付属する農地の別段面積指定要領」に基づき、農業委員会総会で指定の決定を受けた地番（公示されたもの）に限ります。
- ② 指定登録の申請は毎月末日（閉庁日の場合は、直前の業務日）で締め切り、翌月の農業委員会総会で審議します。議決後、指定登録された地番を公示します。
- ③ 農業委員会の指定を受けた農地の取得が、空き家付きでない場合もしくは定住しない方が取得される場合は、通常の下限面積（10アール）が必要となります。